

令和8年3月八峰町議会臨時会会議録

令和8年3月13日（金曜日）

議事日程第3号

令和8年3月13日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 議案第23号 令和8年度八峰町一般会計予算
 - 第3 議案第24号 令和8年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算
 - 第4 議案第25号 令和8年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算
 - 第5 議案第26号 令和8年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算
 - 第6 議案第27号 令和8年度八峰町沢目財産区特別会計予算
 - 第7 議案第28号 令和8年度八峰町営診療所特別会計予算
 - 第8 議案第29号 令和8年度八峰町簡易水道事業会計予算
 - 第9 議案第30号 令和8年度八峰町下水道事業会計予算
 - 第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について
 - 第11 常任委員会の閉会中の所掌事務の調査について
-

出席議員（11人）

1番 笠原吉範	2番 伊藤一人	3番 奈良聡子
4番 芦崎達美	6番 菊地薫	7番 腰山良悦
8番 見上政子	9番 須藤正人	10番 門脇直樹
11番 山本優人	12番 皆川鉄也	

欠席議員（1人）

5番 水木壽保

説明のため出席した者

町長 堀内満也	副町長 田村正
教育長 鈴木洋一	総務課長 岡本勇人
財政課長 堀内敬文	企画政策課長 高杉泰治

建設課長	浅田善孝	防災町民課長	工藤善美
農林水産課長	堀内和人	商工観光課長	成田拓也
税務会計課長	今井利宏	福祉保健課長	菊地俊平
教育次長	山本節雄	学校教育課長	山本望
生涯学習課長	鈴木美由紀	農業委員会事務局長	内山直光

議会事務局職員出席者

議会事務局長	石上義久	議会事務局庶務係長	須藤佳奈子
--------	------	-----------	-------

午前10時00分開議

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

傍聴者の皆様には、私たちさよなら議会の最終傍聴、ありがとうございます。本当1年間ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

5番水木壽保君から、入院治療のため欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、11番山本優人君、1番笠原吉範君、2番伊藤一八君の3名を指名します。

議題に入る前に、今井税務会計課長から発言を求められておりますので、これを許可します。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） 令和8年3月10日、見上政子議員の一般質問の中でご指摘のありました北秋田市国民健康保険税減免訴訟の件につきまして、次のとおり報告させていただきます。

議会終了後、北秋田市税務課に電話で裁判結果について確認いたしました。いただいた回答は、一審が原告勝訴、二審で逆転原告敗訴、三審で原告敗訴となり確定したとのことでした。

以上、報告いたします。

○議長（皆川鉄也君） 8番見上政子さん。

○ 8 番（見上政子さん） 先ほど課長から発言がありましたとおり、私の質問内容に不備がありましたので、用語の前に字句を加えて訂正をいたします。

私が発言した「これを行った北秋田市の裁判で、北秋田市が負けてしまいました。」の内容に、「北秋田市が」の後に、「2010年、一審判決で」を付け加えた文言に訂正してお詫びいたします。

で、質問文には付け加えませんが、課長の言われたことについて、生計を一にする家族財産調べ、どこでもやってると言われましたが、八峰町は家族全員の税の納税者としていることです。そして全員に同意書を求めることです。二審の北秋田市の勝訴は、通帳のこれは文言に加え……

○ 議長（皆川鉄也君） 見上さん、この前あなたが発言したことの繰り返しはいいです。裁判の結果だけを今、税務課長から報告あったわけですので、あなたの文言を訂正するのであればそれであといいんです。

○ 8 番（見上政子さん） はい、分かりました。そこが付け加え……

○ 議長（皆川鉄也君） そういう具合に議事録も訂正してよろしいですか。

○ 8 番（見上政子さん） はい、そこを付け加えて訂正をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○ 議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。

午前 10 時 03 分 休 憩

.....
午前 10 時 09 分 再 開

○ 議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。本日の議事日程のうち、2月27日の本会議において予算特別委員会に付託となっております、日程第2、議案第23号、令和8年度八峰町一般会計予算から日程第9、議案第30号、令和8年度八峰町下水道事業会計予算までの議事につきましては、予算特別委員長の報告の後、適時、八峰町議会会議規則第37条の規定を運用しながら進行してまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。お諮りのとおり議事を進行してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

これより令和8年度八峰町一般会計予算、各特別会計予算及び各公営企業会計予算の

審査の経緯と結果について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。菊地予算特別委員会委員長。

- 予算特別委員会委員長（菊地 薫君） 2月27日の本会議において予算特別委員会に付託となっております、議案第23号、令和8年度八峰町一般会計予算から議案第30号、令和8年度八峰町下水道事業会計予算の審査経過の概要とその結果についてご報告いたします。

本議案については、3月3日と4日の予算特別委員会分科会、3月6日と9日の全体会において慎重に審査いたしました。

その結果、議案第23号、令和8年度八峰町一般会計予算については、笠原吉範君ほか4人から修正案が提出されています。修正案は、提出の説明書のとおり、歳入歳出予算それぞれからハタハタ館管理運営業務委託料関連予算1,500万円を減額し、歳入歳出それぞれ61億2,700万円とするものです。この修正案は、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第24号、令和8年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算、議案第25号、令和8年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算、議案第26号、令和8年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議案第27号、令和8年度八峰町沢目財産区特別会計予算、議案第28号、令和8年度八峰町営診療所特別会計予算、議案第29号、令和8年度八峰町簡易水道事業会計予算、議案第30号、令和8年度八峰町下水道事業会計予算は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しましたのでご報告いたします。

- 議長（皆川鉄也君） 日程第2、議案第23号、令和8年度八峰町一般会計予算を議題とします。

事前に確認をいたしますが、ここでの討論は、先ほど委員長報告にあった議案第23号修正案と八峰町長提出の原案、両方の討論となります。そして討論終了後、修正案、原案の順で採決を行います。

それでは、討論ありませんか。2番伊藤一八君。

- 2番（伊藤一八君） 私は、この修正動議について反対の立場で討論いたします。

まず、令和4年12月の議会の増額の際に、中間年度に指定管理料の妥当性について検証するほか、不測の事態により経営に与える影響が多大な場合は、随時対応するとあります。ですので、この増額は、人件費や光熱費の上昇など現場を取り巻く環境の変化を

踏まえ、これまでどおりのサービスを維持するための必要な措置であります。新年度予算は1年間の土台です。補正ありきではなく、必要な経費は当初から計上すべきです。

以上の理由から修正動議に反対し、新年度予算は原案どおり可決されるべきであることを申し上げ、討論いたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 私もこの修正案に反対討論をいたします。

自治体が経営温泉に関与すること自体、非常に大きな財政負担となるであろうことは、事業計画が浮上した当初から明白であったはずであり、そもそも温泉事業に手を出すべきではなかったとは思いますが、当時の国の予算の使い方や地域活性化という名目に乗ったトレンドが三セク温泉であり、当町のみならず全国に似たような施設が続々とできていったことは否めない事実ではあります。ともあれ、議会の議決を経てスタートした事業であり、議会にも一定の責任はあったのではないかと考えます。

ハタハタ館は今日まで町の観光の中核と担う存在として営業を継続してきましたが、近年は人口減少やコロナのパンデミックなど不可抗力的な要因もあり、売上げが減少しております。しかし、そういった状況については民間企業も同じであり、これを経営不振の理由にしてはいけないという言い方はいささか酷ではないでしょうか。ハタハタ館は、公共性、公益性の高い施設であり、今や町内唯一の温泉施設となってしまいました。この夏には資金ショートによる黒字倒産も予見される現状で、委託管理料を増額するのはやむを得ないことであると考えます。むしろ管理料の増額を当初予算に計上しないことは、町としては無責任な態度であり、ハタハタ館を見捨てるというメッセージを送ることにもなりかねません。また、管理料を増額せずに営業努力してどうしても駄目だったら補正で対応すべきという、こうした意見には首をかしげざるを得ません。補正予算を安易に使うべきではないと考えます。

以上のことから、この修正案に反対いたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） 私もこの修正動議に反対の立場で討論いたします。

町長が笠原議員の一般質問に答弁したように、ハタハタ館は当町八峰町の観光の柱であります。そのハタハタ館を存続させることに皆さんご異議はないようであります。確かにハタハタ館も課題・問題はありますが、ハタハタ館を存続させるために、ハタハタ館も当初予算で事業計画を立てます。人件費、光熱水費等々、その当初予算で事業計画

を立てた時、補正ありきの当初予算では、やはりなかなかうまくいかないと思います、ハタハタ館の運営も。

そして、我々今、改選を控えております。私は議会を去る身ではありますが、改選が終われば、議員構成、議会構成、委員会構成、全て変わります。その時、当局が補正案を上程しても、その委員会でその上程した補正が通る保障はどこにもありません。ですから、この当初予算で可決すべきだと思いますので、修正動議には反対いたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 賛成討論を行います。

ハタハタ館は、観光中心の運営が年々進んで、町民が利用したくとも1人700円でますます足が遠のいているのではないのでしょうか。休憩室は無料になりました。運動部門では料金が定まらないまま今設定されてますけれども、観光に特化した第三セクターは成功した例がありません。今後の改善が見られないまま赤字補填を町民の税金3,500万円から500万円計上して、これを続けた上で民間へ移すという安易な考えが出されておりますけれども、いくらつぎ込んでも切りがありません。福祉のためのハタハタ館として町民に愛されるための施策の、町内高齢者が安心して交通の便をよくしたハタハタ館に充実させ、宿泊費のスリム化したものにしなければならないと思います。

貴重な財源の1,500万円です。これを計上することに反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。

午前10時21分 休 憩

.....
午前10時21分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、討論を終わります。

これより議案第23号について採決を行います。

はじめに、議案第23号修正案について採決をします。本案に対する委員長報告は可決とするものです。

（「議長、委員長から修正動議の発言いつやるの」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。

午前10時21分 休 憩

午前10時39分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 会議を再開いたします。

先ほど討論終わりますというような進行をいたしました。討論繰り返さるよう
ございますので、再度討論をしたいと思います。

討論ある方お願いします。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 私は、この修正動議について説明をいたしたいと思います。

修正動議の提出者は、私笠原、腰山議員、見上議員、須藤議員、山本議員、以上5名
です。

ハタハタ館運營業務委託料関連予算1,500万円を削減し、歳入歳出それぞれ61億
2,700万円とするものです。ハタハタ館管理運營業務委託料については、2月9日、27
日に教育産業建設常任委員会を開催し審議したところです。その結果、営業活動の積極
的な取り組みも感じられない状況下、新年度に向けて経営改善計画など具体的な指針が
示されておられません。これを認めると、困ったらいつでも町が助けてくれるという甘い
考えのもと、営業努力を怠り、更なる資金不足を起こす危険性があること、こうしたこ
とから新年度での安易な予算の増額については納得できるものでありません。

よって、本修正の動議を提出しました。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、これで討論を終わります。

これより議案第23号について採決を行います。

はじめに、議案第23号修正案についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決
とするものであります。この採決は起立で行います。修正案に賛成の方の起立を求めま
す。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 5名です。

次に、反対の方の起立を求めます。

（反対者起立）

○議長（皆川鉄也君） 5名です。

起立者は5人で、賛成・反対同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して裁決をいたします。

議案第23号、令和8年度八峰町一般会計予算修正案については、議長は否決と裁決します。したがって、議案第23号修正案は否決されました。

○議長（皆川鉄也君） 次に、議案第23号、八峰町長提出の原案の採決を行います。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。原案です、町提案の。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 5名です。

次に、反対の方の起立を求めます。

（反対者起立）

○議長（皆川鉄也君） 5名です。

起立者5人で、賛成・反対が同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対し裁決します。

議案第23号、令和8年度八峰町一般会計予算原案は、議長は可決と裁決します。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

（「議長、採決でねえよ議長は。議決だよ」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 同数の場合は裁決です。

日程第3、議案第24号、令和8年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算を議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 国民健康保険特別勘定に反対をいたします。

現在、国保税未納で窓口10割負担になる15世帯、家族を含めて19人は、病気になることを恐れて我慢していることと思います。病気が悪化して病院にかかる頃には重篤になって、リスクは本人にのみならず国保会計にも影響してきます。そのためにも5年の不納欠損となつていますが、実際はその先数年の国保も残っている状況です。5年の不納欠損を全世帯に行うことと、減免申請をしやすくすべきです。規則にある同一世帯全員の金融機関調べは、同意書を求めることはやめ、せめて所得のあるなし、国保税、国保加入被保険者とかが他市の例にあります。国保税を少しでも軽減するために、子育て世帯に未就学児以上の高校生までの均等割を加算すれば、1世帯1万4,000円プラス

500円の家計が楽になります。このような施策は難しいことではありません。他市町村がやっていることです。

以上の施策がないことから反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。本案に対する委員長報告は可決とするものです。

お諮りします。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第25号、令和8年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算を議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 介護保険特別勘定会計に反対をいたします。

1段階から13段階までの保険者は2,936人で、前年より59人減っています。平均的な目安の5段階の被保険者料は前年とほぼ同じですが、農業所得が上がったことから保険料も上がると思います。しかし、家族の年金は上がらず、保険料が上がることから、何ぼも残らないと嘆くことになります。また、普通徴収は増えてることは、高齢者になるにつれて年間18万円未満の年金者が増えていることです。国庫支出金と県支出金が介護予防日常生活支援事業が200万円近く削減になっております。介護予防訪問介護事業やケアマネ事業委託などに反映されています。利用者の負担が大きく、サービスが減ることになります。施設の現状は、たとえばグループホームが一番安いところで町内で六、七万円、普通で11万円です。特養の入所待ちをしている方々は、ショートステイをしている人が多くおります。介護1の場合で1日4,000円あまりで、介護2、3だと4,300円、これを2週間くらい使えると思いますが、2週間で6万円前後です。大変な金額です。これが介護保険の制度です。

この交付金が減らされ、今、交付金が減らされ、サービスが低下し、自分の年金以上の利用負担になっているこの制度に反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。本案に対する委員長報告は可決とするものです。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第26号、令和8年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 八峰町後期高齢者医療特別会計に反対をいたします。

秋田県は、75歳以上の後期高齢者の保険料が均等割として1万763円引き上げられました。均等割は6.7%になり、0.71%の値上げです。1人当たり平均7,188円で、去年の33%増になります。普通徴収も増えています。年金が増えず、保険料が上がり、物価高騰で75歳以上の年金者は悲鳴を上げています。高齢者が安心して医療を受けられるような制度にするため、今の制度を反対して、新たな制度ができるよう願っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。本案に対する委員長報告は可決とするものです。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第27号、令和8年度八峰町沢目財産区特別会計予算、日程第7、議案第28号、令和8年度八峰町営診療所特別会計予算、日程第8、議案第29号、令和8年度八峰町簡易水道事業会計予算、日程第9、議案第30号、令和8年度八峰町下水道事業会計予算は、八峰町議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、日程第6、議案第27号、令和8年度八峰町沢目財産区特別会計予算から日程第9、議案第30号、令和8年度八峰町下水道事業会計予算は、一括議題とすることに決定しました。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第27号から議案第30号を一括して採決します。本案に対する委員長報告は可決とするものです。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号から議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議会運営委員会の閉会中の所掌事項の調査についてを議題とします。

議会運営委員会副委員長から、所掌事項のうち、八峰町議会会議規則第74条の規定により、次期議会の会期日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。副委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、副委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第11、常任委員会の閉会中の所管事項の調査についてを議題とします。

各常任委員長から、八峰町議会委員会条例第2条に規定する所管事項について、八峰町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって令和8年3月八峰町議会定例会を閉会します。

皆さんお疲れ様でございました。

午前10時55分 閉 会

